

東京学芸大学外国人教員の任期に関する規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）																						
（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）第2条第3項の規定に基づき、外国人教員の任期について定めるものとする。</u> 〔省略〕 （任期の特例） 第3条 前条の規定により難い場合には、<u>代議員会の議を経て、学長が3年未満の任期を定めることができる。</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第3条第6号に規定する任期付職員で大学教員として雇用された者のうち、日本国籍を有しない者（以下「外国人教員」という。）の任期について定めるものとする。</u> 〔省略〕 （任期の特例） 第3条 前条の規定により難い場合には、<u>教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、学長が3年未満の任期を定め、又は任期を定めないことができる。</u> <u>2 前項の審議は、別紙様式1又は別紙様式2により行うものとする。</u> （再任） <u>第4条 外国人教員を再任する場合は、当該部局の長は6月前に学長に報告し、了承を得るものとする。</u> <u>2 前項の了承を得た場合は、別紙様式3により、当該学系の教授会及び評議会に報告するものとする。</u> 別紙様式1 外国人教員の任期（3年未満）について <table><tr><th>所属分野等</th><th>氏名</th><th>任期</th><th>理由</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別紙様式2 任期を定めない外国人教員について <table><tr><th>所属分野等</th><th>氏名</th><th>理由</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別紙様式3 外国人教員の再任について <table><tr><th>所属分野等</th><th>氏名</th><th>再任の期間</th><th>前回の任期</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	所属分野等	氏名	任期	理由					所属分野等	氏名	理由				所属分野等	氏名	再任の期間	前回の任期				
所属分野等	氏名	任期	理由																				
所属分野等	氏名	理由																					
所属分野等	氏名	再任の期間	前回の任期																				

--	--	--	--

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月18日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条中「代議員会」を「教育研究評議会（以下「評議会」という。）」に改正する改正規定、同条に第2項を加える改正規定及び第4条を加える改正規定については、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学外国人教員の任期に関する規程の運用について（平成7年4月5日代議員会申合せ）は、平成16年3月31日限り廃止する。